

## 食育ファーム制度の運用について

施行：平成 21 年 3 月 12 日付け食政第 1405 号農政部食の安全推進局食品政策課長通知  
一部改正：平成 22 年 3 月 30 日付け食政第 1254 号農政部食の安全推進局食品政策課長通知

食育ファーム制度実施要領（平成 21 年 3 月 12 日付け食政第 1404 号農政部長通知。  
以下「要領」という。）第 10 の食品政策課長が別に定める事項は次のとおりとする。

### （食育ファームの登録）

- 第 1 要領第 5 の登録を受けようとする農業者は、様式 1 の「食育ファーム登録申込書」を市町村長に提出するものとする。
- 2 1 で提出を受けた市町村長は、当該農業者が「ふれあいファーム」に登録されている農業者であることを確認の上、申込書を総合振興局長又は振興局長（以下「総合振興局等の長」という。）に提出するものとする。
- 総合振興局等の長は、市町村長から提出のあった農場ごとの申込書を遅滞なく食品政策課長に報告するものとする。
- 3 食品政策課長は、申込みのあった農場を「食育ファーム」として登録したときは、様式 2 の「食育ファーム登録通知書」を総合振興局等の長を通じて市町村長に送付するものとする。
- 市町村長は、「食育ファーム登録通知書」を農業者に通知するものとする。
- 4 食品政策課長は「食育ファーム」の登録に当たって、農村設計課長に合議を行うものとする。

### （食育ファームの登録内容の変更）

- 第 2 要領第 6 で定める変更の届出については、様式 3 の「食育ファームに係る変更届」を市町村長に提出するものとする。
- なお、届出が必要な登録内容の変更とは、様式 1 の記の 2 以下に記載されている内容の変更をいう。
- 2 市町村長は、農業者から提出のあった変更届を総合振興局等の長に提出するものとする。
- 総合振興局等の長は、市町村長から提出のあった変更届を遅滞なく食品政策課長へ報告するものとする。

### （食育ファームの廃止）

- 第 3 要領第 7 で定める登録の辞退の届出については、様式 4 の「食育ファーム登録辞退届」を市町村長に提出するものとする。
- 2 市町村長は、農業者から提出のあった登録辞退届を総合振興局等の長に提出するものとする。
- 総合振興局等の長は、市町村長から提出のあった登録辞退届を遅滞なく食品政策課長へ報告するものとする。

### 附則

この一部改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。